

令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業  
 (乙訓地域・久世地域・南丹地域)に係る質疑・回答

番号	質問内容	回答
1	「5. 実施体制」にご記載いただいている業務責任者、支援員、指導員それぞれの配置予定人数につきまして地域ごとにご教示ください。	実施体制は各地域共通で以下のとおりです。 ・業務責任者 1名以上 ・支援員又は指導員 1名以上
2	訪問支援など、学習以外の支援の回数につきまして、目安となる回数等ございましたらご教示ください。	利用者の状況及び家庭状況等により、保健所との協議により実施していただく場合もありますが、目安的な回数はありません。
3	業務責任者、支援員、指導員、それぞれの兼務可否についてご教示ください。	業務責任者は、京都府との窓口的な役割とし、支援員と兼務であっても構いません。また、業務責任者は複数地域の担当も可です。なお、支援員の人数については、各地域の利用者人数や特性等により担当保健所等とも協議し決定します。指導員は支援員を補助する大学生等を想定していますが、必置ではありません。
4	教材などは予算に含めてよいかご教示ください。	構いません。
5	保険の範囲につきまして、受講者の行き帰りを含めるかご教示ください。	行き帰りは保険の範囲外ですが、それも含んだ保険に加入される事は差し支えありません。
6	企画提案書は記載する項目や様式を守っていれば、パワーポイントでの作成は可能でしょうか。また枚数制限や図の使用規定がございましたらご教示ください。(枚数制限がある場合、表紙も枚数に含まれるか否かについてもご教示ください)	パワーポイントでの作成でも構いません。また、枚数や図の使用についての制限もありません。ただし、プレゼンテーションではプロジェクター等の機材の使用はできません。提出された提案書で行っていただき時間は15分以内です。
7	企画提案書の提出部数についてご教示ください。また、正本・副本の仕分けが必要な場合は、それぞれの内訳部数と、副本のマスキング要・不要につきましてもご教示いただけますでしょうか。	企画提案書は地域ごとに10部の提出をお願いいたします。また、正本・副本の仕分け及びマスキングは不要です。